

2015年8月27日 OECD外国公務員贈賄防止条約の運用状況

Progress Report の発表

トランスペアレンシー・インターナショナルは、“Progress Report”（OECD外国公務員贈賄防止条約の運用状況に関する報告）を発行しました。

http://www.transparency.org/exporting_corruption

以下が日本語要約です。

先進諸国では「国際商取引において、不当な利得を得るために外国公務員にワイロを送るのをお互いにやめよう」という条約を結んでいます。これがOECD 外国公務員贈賄防止条約です。日本は不正競争防止法によって運用しており、先月30日に経済産業省が「外国公務員贈賄防止指針」を5年ぶりに改訂し、体制を強化したところです。本条約はOECD加盟国以外にも開放されており、現在締結国は41か国です。

この条約の特徴は監視機能があることです。OECD内に贈賄作業部会があり、腐敗防止の啓発活動を行う国際NGOトランスペアレンシー・インターナショナル(TI)が構成員となり、各国の運用状況をとりとまとめ、毎年報告書を出しています。

41の署名締結国は世界の輸出の2/3(金額ベース)を占め、海外直接投資の約90%のシェアを占めるため、国際社会に対して大きな責任があります。そのため、市民団体であるTIは、本部と各国支部が共同で、贈賄防止条約の履行状況について監視し、毎年独自の報告書を出しています。報告書は今年で11冊目(11年目)となり、本条約の運用状況を知るための有益な情報源となっています。

2014年の運用状況報告“Exporting corruption: progress report 2015- Assessing Enforcement of the OECD convention on combatting foreign Bribery”(ワイロの輸出、OECD外国公務員贈賄防止条約の運用状況の評価)では、締結国の運用状況を、各国の前年の捜査・訴追件数をもとに4段階に分け評価しています。

運用に熱心な国: アメリカ、ドイツ、イギリス、スイス

ほどほどに運用している国: イタリア、カナダ、オーストラリア、オーストリア、ノルウェ

イ、フィンランド

限定的に運用している国： フランス、オランダ、韓国、スウェーデン、ハンガリー、南アフリカ共和国、ポルトガル、ギリシャ、ニュージーランド

ほとんど、またはまったく運用していない国：日本、ロシア、スペイン、ベルギー、メキシコ、ブラジル、アイルランド、ポーランド、トルコ、デンマーク、チェコ、ルクセンブルグ、アルゼンチン、チリ、イスラエル、スロバキア、コロンビア、スロベニア、ブルガリア、エストニア

(締結41国中、ラトビア(14年締結)、アイスランド(世界貿易におけるシェアが小さいために除外)を除く39カ国が監視対象)

アメリカでは2014年に17件の捜査が始まり、2件が訴追されました。日本は2014年には捜査、訴追ともゼロでした。トランスペアレンシー・インターナショナルは日本など運用に熱心でない国々に運用強化を勧告しています。

運用に熱心で罰金が高額な国への批判がありますが、トランスペアレンシー・インターナショナルは「外国公務員贈賄の捜査には莫大な経費がかかる。その費用を税金として善良な国民に負担させるのではなく、違反企業に負担させているので妥当」と考えています。

日本に関する記述

- ・日本、ハンガリー、ポルトガル、スロバキア、南アでは外国公務員贈賄捜査のための予算と研修を増やすべきである。
- ・制裁の妥当性：チリ、日本、ニュージーランドでは外国公務員贈賄の被告への制裁が不十分である。
- ・アメリカでは他国に比べ運用に熱心であり、捜査を和解で終わらせる場合が多い。これは検察、被告の双方にとって申し立ての手続きが複雑で判決に至るまでに金と時間がかかるとからである。フランスや日本でも司法取引の新設が検討されている。

(訳 若林亜紀、日本の執行状況の報告者 大塚祐一、岡野直幸、藤野真也)